

千葉市告示第573号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉市建設局土木部路政課において、令和2年7月15日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年7月15日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
千葉大網線	緑区誉田町2丁目24番289から 緑区誉田町2丁目2307番211まで	前	8.05 ～8.59	75.4
	緑区誉田町2丁目24番307から 緑区誉田町2丁目2307番211まで	後	8.05 ～12.71	